

発第676号

令和5年12月1日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」等の一部改正について

直送取引（受直送または直送払）において取引先と本行との間で授受する書面について、押印を必要とする一部の書面を除き、日本銀行業務オンラインの活用を開始することとしました。また、市中流通拠点の利用について申込みをいただいた場合に、本行から取引先に通知する書面（利用承認通知）について、日本銀行業務オンラインにより送付することを明記しました。

これらに伴い、「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」および「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則（市中流通拠点利用先用）」をそれぞれ別紙1および別紙2のとおり一部改正し、令和6年1月4日から実施することとしましたので、通知します。

—— 改正後の細則については、上記実施日に本ホームページに掲載します。

—— 本件改正に伴う、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の発券系統書面一覧表」への対象書面の追加等については、本日、日本銀行業務オンラインにより各取引先に通知しております。「日本銀行業務オンラインによる授受対象の発券系統書面一覧表」の一部改正について」（令和5年12月1日付発第677号）をご確認ください。

以 上

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」中一部改正

- 第1編2. を横線のとおり改める。

第1編 日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則<オンラインによる  
受払編>

2. 受直送または直送払を受けるための届出等

(1) 届出事項

イ. 当初届出事項

取引先は、受直送または直送払を受けるために以下の書式を勘定店に届け出てください。このうち②の書式については、業務オンラインにより勘定店に届け出てください。

- ① }  
② } 略（不変）

ロ. 届出事項の変更時の取扱

イ. により届け出た事項に変更が生じる場合には、事前に変更後の書式をイ. に定める方法によりあらためて届け出てください。また、直送場所の廃止を希望する場合には、事前に「直送場所廃止届」（書式第7号）を業務オンラインにより、勘定店に届け出てください。

(2) 直送場所としての適否の通知

日本銀行は、(1) で届出を受けた事項のうち、取引先の営業所等または委託業者の事業所等を直送場所とすることまたは直送場所を変更することの適否を、業務オンラインにより取引先に通知します。

なお、取引先の現金の整理や施封状態に問題がある、またはその懸念があるなど、直送場所での貨幣の受払を継続し難い特段の事情があると日本銀行が認めた場合等には、日本銀行はその直送場所を廃止することがあります。

(3) 日本銀行から交付する書式

日本銀行は、(2)で取引先の営業所等または委託業者の事業所等を直送場所として認める旨を通知した取引先に対して、以下の書式を交付します。不足が生じた場合には、勘定店に請求してください。

なお、②これらの書式については、日本銀行から交付する書式のほか、日本銀行ホームページに掲載した書式を使用することができます。

- ① }  
② } 略(不変)

(4) 略(不変)

- 3.(1)を横線のとおり改める。

3. 受直送または直送払の手続

(1) 事前の手続

イ. 取引先は、受直送または直送払の実施を希望する場合には、月単位でその希望を取り纏め、「直送希望通知」を前々月の25日(休日の場合にはその前営業日)の午後4時までに勘定店に~~ファクシミリ送信、郵送または勘定店における手渡し~~(以下「~~ファクシミリ送信等~~」といいます)の方法~~業務オンライン~~により提出してください。

ロ. 日本銀行は、取引先からの希望を踏まえ、毎月最終営業日の前営業日までに受直送または直送払の実施の有無および実施する場合の実施日時を決定し、受直送または直送払を実施する取引先に対して翌月分の「直送実施予定表」(書式第6号)を~~ファクシミリ~~業務オンラインにより送信します。なお、日本銀行は、一旦送信した直送実施予定表の内容を変更する場合には、変更後の直送実施予定表を変更の対象となる取引先に対して~~ファクシミリ~~業務オンラインにより送信します。

ハ. 略(不変)

ニ. ロ. の送信を受けた取引先は、受直送または直送払の実施日の前営業日の午後4時までに、受直送の場合は当座勘定入金票および入金内訳(貨幣・通常貨)を、直送払の場合は当座勘定払戻確認情報記入票および支払金内訳を勘定店に

業務オンラインによる送信、ファクシミリ送信、郵送または勘定店における手渡し等の方法により勘定店に提出してください。

<受直送の場合> }  
<直送払の場合> } 略（不変）

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則  
(市中流通拠点利用先用)」 中一部改正

- 2. (1) ロ. を横線のとおり改める。

2. 利用承認等

(1) 利用の申込み

ロ. 利用承認

日本銀行は、利用希望先が次の要件（以下「利用先要件」といいます。）を満たすことを確認した場合には、利用先として承認し、その旨を業務オンラインにより当該利用希望先に通知します。

- (イ) }  
∫ } 略（不変）  
(ニ) }